

第7章 再任用職員の権利について

再任用に関する要綱（教職員課所管）

第1条（趣旨）

この要綱は、県立学校（大学を除く）の教職員（総務課所管職員を除く）の再任用に関し再任用に関する条例（平成13年3月27日 条例第9号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条（対象となる教職員）

再任用の対象となる教職員は、次に掲げる要件のいずれかを満たし、心身共に健康でありかつ働く意欲と能力を有する者とする。

- (1) 平成17年度末の定年退職者
- (2) 平成18年度末の定年退職予定者
- (2) 25年以上勤続して退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあり、昭和20年4月2日から昭和22年4月1日までの間に生まれた者。

上記は平成18年実施の要綱であり、この後は平成22年までに、段階的に期日が引き上げられる。

第3条（再任用する職） 再任用する職（常勤又は短時間勤務）は、次のとおりとする。

- (1) 教諭 教育職給与表2級
- (2) 養護教諭 教育職給与表2級
- (3) 実習助手 教育職給与表2級または1級（退職時と同一級）
- (4) 寄宿舍指導員 教育職給与表1級
- (5) その他神奈川県教育委員会が別途定める職及び給料表及び職務の級

第4条（配置） 配置は、原則として退職時の同一校種とする。

第5条（定数上の扱い） 再任用職員は、標準法上の定数として取り扱うものとする。

第6条（再任用の期間）

- 1 再任用の期間は、平成19年4月1日から翌年3月31日の1年間とする。
- 2 職員が任期の更新を希望し、当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合は、1年を超えない範囲内で、次の各号の掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日まで更新することができる。

(1) 昭和20年4月2日から昭和21年4月1日までの間に生まれた者 平成21年3月31日

(2) 昭和21年4月2日から昭和22年4月1日までの間に生まれた者 平成22年3月31日

第7条（勤務形態）

- 1 再任用の勤務形態は、1週間当たり20時間又は30時間の短時間勤務及び、週40時間勤務のいずれかとする。
- 2 勤務時間の割り振り及び職務の内容については、学校長が定める。

第8条（申し出手続き）

- 1 再任用を希望する者は、10月1日から同年10月20日までの間に、再任用申出書（第1号様式にその年度の職員定期健康診断の結果又は人間ドック検査結果（すでに退職している者にあつては、教育長が別に定める指定医療機関において平成18年度中に受診した健康診断書）の写しを添えて学校長（退職者は、退職時勤務校の学校長）へ提出するものとする。
- 2 前項の規定により、再任用申出書の提出を受けた学校長は、11月2日までに再任用具申書（第2号様式）を添えて教育委員会に提出するものとする。
- 3 健康診断結果について、申出時に平成18年度の結果が出ていない場合は、直近の結果を提出

- し、後日、速やかに平成18年度の結果を学校長を通じて教育委員会に提出するものとする。
- 第9条(選考・通知)学校長は、再任用希望者と面談を行い、その意向などを把握するものとする。
- ただし、退職者にあつては、教育委員会が面接を行う。
- 2 教育委員会は、再任用希望者の能力、意欲、勤務実績及び健康状態について、総合的に判断し、選考するものとする。
 - 3 選考結果は、原則として平成19年1月31日までに本人に通知するものとする。
 - 4 配置先は、業務上の必要等に応じて決定し、本人への内示は平成19年3月に行うものとする。
 - 5 退職者を再任用する場合は、神奈川県教職員健康管理規則第3条に定める教職員第1健康審査会に付議するものとする

第10条(再任用の発令) 再任用の発令は、人事異動通知書により行う。

第11条(その他)

この要綱に定めるもののほか、再任用に関し必要な事項は、神奈川県教育局教職員課長が別に定める。

再任用(総務室所管 現業・事務・司書)

基本的には、上記教職員課所管の職員と同様の制度である。63歳定年の職種(学校技能等)や、年金満額支給の年度に達せず退職を迎える場合など(次頁参照)は、再任用制度が適用できるようになる平成22年まで下記の再雇用制度が適用される。

神奈川県教育委員会再雇用非常勤職員の雇用等に関する要綱(概略)

2(対象)再雇用の対象となる者は、職員の定年退職した者及び、勸奨により退職した者。

3(再雇用期間)再雇用期間は1年。

定年年齢60歳の職は63歳に達した日の年度末まで更新できる。

7(勤務時間)週30時間。勤務割り振りは所属長が定める。

附則 この要綱は平成14年4月1日で廃止したが、この要綱の適用には下記の経過措置がある。

この日以前の再雇用非常勤の職員。

2006年3月31日までに61歳または、62歳のもの。

定年63歳の職員で、2010年(平成22年)3月31日までに定年退職したもの。

再任用期間の段階的引き上げについて

この制度導入の直接の契機は94年の公的年金制度の改悪で、いわゆる満額年金の支給開始年令が65歳にむけて、段階的に引き上げられることになったことによるものです。この改悪で60歳で定年を迎えた後、65歳までは現行の半額程度の年金(報酬比例部分のみ)しか支給されないことになり、定年後の生活に不安が生じることになりました。そこで「60歳台前半の生活を、雇用と年金の連携により支えていくため」として、「再雇用」の制度化が民間・公務員の職場ですすめられてきました。また、著しい「少子・高齢化」の進行のもとで、「若年人口が減少する」として「高齢者の労働力の活用が大きな課題」とされていることです。人事院が98年に国会と内閣に行なった「新たな再任用制度を導入するための意見の申出」でも、「高齢期の職員が長年培った能力・経験を有効に発揮できることとすることをその趣旨」としています。そうしたなか、神奈川県においては01年3月にこの制度が制定

されました。

また、年金制度の満額支給年に対応し、下記のように任用期間も段階的に引き上げられていきます。

年金満額支給期間と再任用期間の段階的引き上げ

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
16年度末退職者					61	62	63	64	65▶▶▶▶▶▶▶
17年度末退職者						61	62	63	64	65▶▶▶▶▶▶
18年度末退職者							61	62	63	64	65▶▶▶▶▶
19年度末退職者								61	62	63	64	65▶▶▶▶
20年度末退職者									61	62	63	64	65▶▶▶
21年度末退職者										61	62	63	64	65▶▶
22年度末退職者											61	62	63	64	65▶

□ 再任用期間 ▶ 年金満額支給期間

週の勤務時間について

- 要綱第7条にあるように、平成18年度末退職者から、従来の週20時間雇用の原則が変更され、週20時間、30時間、40時間からの本人選択が実施されました。
週40時間勤務を選択した場合、学級担任可能との例示が県教委資料でなされています。
- 勤務時間の割り振りについて...配置校の校長が決定し本人に提示するものとしています

給与について ...週20時間勤務の場合 (08年度試算)

項目 \ 職種	教諭・養護教諭・実習指導員 (教育職給与表2級)	実習指導員・寄宿舍指導員 (教育職給与表1級)
基本給	138,000	117,650
教職調整額	5,520	4,706
給与の調整額	5,950	4,650
地域手当	14,947	12,700
期末手当+勤勉手当	6月期 186,193 <6月(1.1)12月(1.25)> 12月期 211,583	6月期 158,076 12月期 179,632
義務教育教員特別手当	4,850	4,000
通勤手当	1ヶ月の通勤所要回数に応じて支給	
住居手当・扶養手当	支給無し	
特殊勤務手当	正規職員の支給額(当該日に割り振られた勤務時間に応じた額のみ)	
宿日直手当		7,600/回(5時間未満3,200)
月額支給 ~ の計	169,267	143,706

地域手当 = (給与月額 + 教職調整額 + 給与の調整額) × 0.1

期末手当 = (給与月額 + 教職調整額 + 給与の調整額 + 地域手当) × 1.05 × 支給率 × 期間率

勤勉手当 = (給与月額 + 教職調整額 + 給与の調整額 + 地域手当) × 1.05 × 支給率 × 期間率

_____ は期間率100%とした試算(欠勤に応じて変動)

(平成20年度4月1日給与表に基づく試算)

通勤手当は、「6ヶ月定期券価格」と「回数券」「プリペイドカード」などの比較により低廉な額を選定。6ヶ月定期以外の場合は毎月支給。

	教諭(2級)	寄宿舍指導員(1級)
週30時間勤務の場合の月額支給	253,900	215,559
週40時間勤務の場合の月額支給	338,534	287,412

服務について

(1) 年休について

4/1からの年休日数

- 退職後に引き続く勤務の場合 退職前(3/31)の年休日数の残りが継続
- 新たに再任用職員となった場合 採用月と1週間当たりの勤務日数に応じた日数
採用年度の1月1日以降
- 1週間当たりの勤務が30時間以上(又は5日以上)の場合 年20日
- 1週間当たりの勤務時間が30時間未満の場合 勤務日数に応じて定め(下記)

1週間の勤務日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日数	169~216	121~168	73~120	48~72
年休日数	16日	12日	8日	4日

「年次休暇1日」とは、勤務を割り振られた日の内、勤務時間の長い日の勤務時間数

例 1週間勤務が4時間×5日の場合。 1日 = 4時間として休暇計算。

例 1週間勤務が6時間×2と8時間×1の場合 1日 = 8時間 " 。

(2) 有給休暇

公務上・通勤上疾病による療養休暇 必要と認める期間

生理休暇 常勤職員と同様の休暇

忌引休暇

死亡した者	日数上限	
配偶者(届け出はしていないが事実上婚姻関係と同様の者を含む)	5日	
血族	父母、(1) 祖父母、伯叔父母)	4日
	子	3日
	兄弟姉妹、祖父母、	2日
	孫、伯叔父母	1日
姻族	配偶者の父母、父母の配偶者	2日
	配偶者の子、配偶者の祖父母、配偶者の兄弟姉妹、配偶者の伯叔父母、子の配偶者、祖父母の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、伯叔父母の配偶者	1日

1 代襲相続且つ祭具承継を受ける場合にあっての祖父母、伯叔父母の場合。

2 職員と生計を一にする場合は、血族に準じた日数。

慶弔休暇 週の勤務日数に応じて、1日~5日の休暇

特別休暇

休暇の理由	承認の期間
感染症予防法による交通の制限遮断の場合	必要と認める期間
風水震災火災その他の非常災害により交通遮断された場合	〃
風水震災火災その他の非常災害により学校職員の現住居が滅失または破壊された場合	1週間を超えない範囲内で必要と認める期間
交通機関の事故等の不可抗力により勤務ができない場合	必要と認める日数または時間
証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、その他の官公庁へ出頭する場合	〃
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	〃
骨髄移植に伴う検査・入院等	〃
所属機関の責任と認められる理由により、業務の全部または一部が停止した場合	〃

子どもの看護休暇... 5日（ただし勤務時間数に応じた日数に再計算）

(3) 無給休暇

私傷病のための療養休暇

任用期間が6月以上の場合、任用の日から1年間につき10日の範囲でとれます。そのうち、引き続き1週間以内の療養休暇については、診療機関の領収書をもって診断書に代えて取得することができます。（受診後速やかに一報）

介護のための休暇

対 象	* 配偶者（事実婚を含む）・父母・子・配偶者の父母・父母の配偶者・子の配偶者・配偶者の子を介護する職員 * 祖父母・兄弟姉妹・伯（叔）父母など上記以外の3親等以内の親族・配偶者の父母の配偶者を介護する場合については同居又は同一生計を条件に認められます。
期間等	連続する2週間以上、3月以内、日または時間を単位
手 続	介護休暇申請簿を提出、（原則として1週間前まで） 証明書類等は原則として不要。

その他の休暇

- ・ 男女雇用機会均等法に基づく措置： 妊娠時の通勤緩和や健康診査
- ・ 労働基準法に基づく措置： 産前産後の出産休暇、育児休暇

(4) 週勤務時間と勤務形態

勤務時間の割り振りは、再任用された日から4週間毎の期間について、所属長が定める。勤務時間の割り振り表及び勤務表を、所属長は1週間前までに職員へ明示する。
（再任用当初は、任用初日）

(5) 休憩時間 労働基準法第34条規定

- ・ 労働時間が1日6時間を超える場合には、45分間。
- ・ 正規勤務時間の内、30分を超えない範囲で、任命権者が定めることができるとしている。

(6) 週休日・休日 正規職員と同一の取扱い

